

一九五九年宜野灣村第三回議會定例會會議錄

一九五九年七月十日宜野灣村議會定例會を村役所會議室に招集された。

一 応招及不応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	仲村春正	八	知花正文	一五	天久盛雄
二	岸本利晃	九	米須清祐	一六	菅山伸太郎
三	伊佐真一	一〇	伊木正重	一七	安次富盛信
四	佐喜真博祐	一一	花城清善	一八	稻嶺登三
五	中山勝豊	一二	中里幸助	一九	笠里敏行
六	安里良朝	一三	松本利宣	二〇	柳原正賢
七	崎間健一郎	一四	山本朝徳		

二 出席議員口次の通りである。

出席議員の応招議員と同じである。

三 欠席議員は無し。

四 市町村自治法第六十二條の規定により、説明のため會議に出席した者口次の通りである。

村長 仲村春勝 財政課長 菅山全喜
 助役 吳屋英徳 經濟課長 澤山安一
 収入役 仲村春松

五 本會議の書記口次の通りである。

松川 正義

六、會議事件の次の通りである	
議案第四号	宜野湾村下水道事業特別会新設案に於いて
議案第五号	宜野湾村下水道給水條例設定に於いて
議案第六号	宜野湾村下水道事業債の起すに於いて
議案第七号	宜野湾村下水道特別会新設案の繰入に於いて
議案第八号	宜野湾村下水道事業特別会新設案の予算に於いて
議案第九号	宜野湾村下水道事業債の起すに於いて
七、議事日程は次の通り(書記をして朗読せしめた)	
六月十日 日程第一	議案第一四号 (可決)
日程第二	議案第一五号 (廿二添會委員宛)
日程第三	議案第一六号 (廿二添會事件宛)
日程第四	議案第一七号 (廿二添會委員宛)
日程第五	議案第一八号 (廿二添會委員宛)
日程第六	議案第一九号 (廿二添會委員宛)
八、會議顛末	
議長	午後十時四十分開會宣言
議長	出席議員三名であり、また市町村自治法第五十三條の規定により議會は成立致し、第三回本村議會是例會と唯今より開會致します
議長	會期の決定に於いてお諮り致します。予算議會であるので、會期は三十日以内とさせていただきます。
十二番	議事相当地ありし、規則に三十日以内とあり、二十

	日向に致しをいひ
	異議なしと唱へるあり
議 長	御異議なき林の下にあります下會期日本日より(六月廿日) より六月二十九日まで)五日間と決定致します
議 長	會議録署名議員の決定方法にてお諮り致します 議長指名をお願い致します
	要議なしと呼ぶあり
議 長	御異議なき林でありますので指名する旨を宣す 六番議員 安里良朝 四番議員 山本朝徳 (十二日(金)に訂正)
議 長	日程に入る前に市町村自治法第六十一條(下)に於て村長有るは校 三課長にお席を束の首を宣言致しませし(此等(五)に於て)
議 長	日程に入ります
二 番	日程は日程の議案がござりますので、日程に入る前に審議の進め 方を決りてからやるべきだと思います
議 長	政府に認可申請の必要があり、早く(議案第七号) まで終りたいので、早して九年度の予算審議に入 る前に村長の施政方針に移す進めたいと思ひます その方が宜いと思ふ
一七 番	急ぐ案件は日程に入れたい
議 長	休憩を致しませ(午後一時五十分)

宜野湾村役所

議	長	再開を定す(十時十五分)
議	長	日曜議案(五ヶ年宜野湾村上水道事業特別會訂設定案)の御覽教をす
議	長	書記をして朗讀せしめしむ
議	長	提案者の説明を御覽教しす
村	長	一応事業計画を訂設し済む。認可を要する段階に達しており、
議	長	更に特別會計をもちたいと、宜しく御願ひしす。
議	長	尚細部については担当課長に補足説明をせしめしむ。
議	長	質疑疑問をす
議	長	お諮り致しませう。議案が今午提出されてあり、一応内容も充分に
議	長	了解して、一応提案を水道関係は全部説明願ふ。これは審議を
議	長	進めたい如何。水道関係は全部説明願ふ。これは審議を
議	長	要議らしと唱へりあり。
議	長	下口水道関係は一応全議案の説明を先に求めしむ。また、
議	長	日程案を議案第五号、宜野湾村上水道給水條例訂設定案を
議	長	議願と致しす。
議	長	書記をして朗讀せしむ
議	長	提案者の説明願ひす。
村	長	本案は水道事業を行ふに当り、工事その他運営全般に於て
議	長	の基本方針を方針内容を規定するものとしてあり
議	長	本案は運営を計るに、基本法とすべき條例の訂設が必要で
議	長	あり、上掲した、尚細部については、各員の御質疑にお答せしむ。

宜野湾村役所

議	<p>長 日種第三議案第一号、菅野湯上水道事業債を起すに付て 本村議致します。</p>
	<p>普通記として朗読せしめます。</p>
	<p>授業者の説明を願います。</p>
村	<p>長 村に完全なる上水道施設が無く一部業者に依り給水が行われ て居る事を、全般の水不足を解決し且つ一朝火災時は消火 機能利用を、村の生命財産を守り更に保健衛生の見地から 必要が施設口急を要するものと、思料致します。今同議</p>
議	<p>長 事業債を起債に求め、施工し、村の発展を期したい。</p>
議	<p>長 休憩を管下(午後一時四十分) 再開を管下(午後六時)</p>
議	<p>本議案も水道認可を受けるために議決を要す。</p>

議長 日程第四議案第三号 宜野湾村水道特別會計への繰入に
ついて付議致します

議長 書記を朗読せしめます

議長 御説明願います

村長 水道事業は、独立して施行すべきものとして、一般會計から
繰入をせしめたが、

議長 日程第五議案第八号 昭和六年度宜野湾村上水道事業
業特別會計才入才少予算に上提致します

議長 書記を朗読せしめます

議長 御説明願います

村長 先の特別會計を置くと、凡そ、予算の必要があるの
で、これを上提した

議長 日程第六議案第九号 宜野湾村上水道事業費を経統
費とすべく、附議せしめます

議長 書記を朗読せしめます

議長 御説明を願います

村長 水道事業の施行に当っては、事業認可の必要があり、又
事業規模が大きく一年間の短期間で、施設の完備

を期すには、不可能であり、継続事業として、経費を
とせしめ、必要がある

議長 予算の日程に之を終りたと思ひます、午後三時か
り質疑に入ります

宜野湾村役所

議 長	休憩致しませ(午後零時五分)
	再開致しませ(午後二時)
	定例三時で終ります(午南會致しませ)
	議案第二四号の質疑をお願ひします
一 番	議案第二四号の水道事業は、毎年早敷を前提として本村にわたる早急に行ふ必要がある
二 番	水道は早く主張をわきか、進めると特別會計にしろければならぬを、特別會計を今の状態で審議しなればならぬ理由、補助申請の必要かどうか
經濟課長	六年度の特別會計予算をわつには、特別會計の設置が必要
八 番	事業計画の内容において、審議の必要がある
經濟課長	事業計画は議案ではなく、認可申請に必要の書類である
八 番	事業するに当り特別會計でなければならぬ、政府への資料は、その場合は、検討は別だが
一七 番	質疑も打ち切り、進行願ひします
二 番	水道事業認可は、何ら法令によつておこなわれておらず、水道法は、日本法を準用して、おこなわれる
一 番	指針をあげ、その指針を説くつもりだ
經濟課長	準備である
二 番	公益企業法との関係、指針をあげ、文書が二頭

宜野湾村役所

	特別會計設置に付ては、原米水道より可成決定致し、また 議 長 議案第5号並野溝村上水道給水條例の設置に付て 質疑願います。
八 番	議案第5号の條例の発効の問題であるが、村全域に意 識が及ぶか、又無視しても、年次計画では、ばつさり進めて 済むことか必要か、と思ふが、どうなるか下せんか。
經濟課長	條例の第一條に村一戸とした理由は、村の公益事業であり 村民の要望がなければ、やはり行われなければならないが、今直にや ると言う意味ではない。
二	支出の減價償却、現行予想で行けば、資金が足りなくな る。当然拡張の金であると思ふ。
一 三 番	拡張の総額が、三ヶ年計画だと、真志喜、宇地泊、大新 名、簡易水道も、林が沖は必要を感じており、 村事が進んでくると、区自体で進めており、若し水道施設 が足りなくなると、言ふことは、言ふことではないか。
經濟課長	池が新井米田の池にとを、また、これらとを、証言が、この下 で、言ふことは、言ふことではないか。
一 三 番	その事後に、証言がある場合は、村は、その思ふよう に、進めたい。証言がある場合は、村として、どう計画があるか。
一 三 番	又、近所内、高塚、千尋、管資、倉の証言があるか。
	これとの関係は、村が、公益水道をやっておくから、簡易 水道は、許される、という、事は、ないか。

経済課長	企業で認可をなく補助の認可をある下違反の
一六番	喜友名外例へり新普問が (付)
一三番	一人の水の需要量は幾らか
経済課長	五七〇リットル (二五〇リットル)
一三番	八十五方の根拠は
経済課長	一人一日当り八がで五人平均の訂算である
議長	休憩致します (午後三時八分)
再開致します (午後三時三十分)	
水道事件 村内一戸とするとの質問であるが 簡易水道はどうか	
二番	事業は是非必要のどうか
経済課長	條例でどこかは村が個人はどこかうと区分を判明する必要を條例で定めなければならない
一六番	それがなる理由 補助対象の算定基礎として
二六番	別市町村のその業はどうかこれこそが調りぬた事が
一六番	あまが皆知りなうで決りてから後で困るものなうで
一六番	もし政府への認可に必要のうか たい紙に書いて出ま
経済課長	それの話を聞きたかある
一六番	損害賠償の事と思つが 本管を私の場合多大な金が
一六番	必要だと思つるかそうと英の考は

宜野湾村役所

助 役	西條は村と水を用いる人より対象である。施設に對する損害現程は不明。
一六番	趣旨は分るが本工事の場合の損害賠償の現程は不明が村とせば道路を曲り曲りして畑の中も通らざればならぬらうと思ふが。
一七番	これは条例問題でなく個人と村との話し合ひが必要がある。二条、三条は喜友名の河原を指定してある。村とせば水源の保護は考慮しておまか。その額は幾位か。額までは今は言えない。
村 長	経済課長の説明によると、その料金外の場合、これ以上の事か付ることも話であり、料金は予市より安りが安かどうかが既設者の話ではたか。又個人業者が進出した場合、立打ちに維持出来ぬか。
経済課長	一般にはどうしても安か。これはおれは良しと思つて。これは借入事であり、貸す方で運送能力があるかどうか向類で運送出来れば、水費的なるものがある。個人より所有がらうとす。水費の賠償の必要があると思ふが、その見解はどうか。
一三番	喜友名に在りておる。
一四番	喜友名の無地番同様に在りるか。
一五番	喜友名に在りておる。村が押つけて取すも困ると思ふが。由來は、たゞ話し合ひ、村長に決まらうと思ふ。

宜野湾村役所

一五	番	土地に水利権をめぐり水利の場合村と思ふが
經濟課長	番	善名名水を考えておると思ふ
一五	番	土地主の補償を求めはけりす
三	番	米と米俵と書で村長で米納の必要がある場合の例 出来ずまことわり 委員会で逐條善議の必要があるが 是非今日やりぬればよいとすれば別だが
村三	長	官公署の場合直ぐは出来ぬし 知らぬ
一七	番	料金は下げればよい
村一	長	下まらぬ知らぬ
一九	番	どうも同じ事を話されておるが 三日の餘裕はあつと思ふが 必要はあつた 委員会付託の動議を提出します 歌歌と唱うものあり
八	番	四四四水井は受取の償却は思ふが としてウー 修善費の見積りされて 修善費の見積りはおる 収金もそれ 林業教します (午後三時四六分)
經濟課長	長	再開致します (午後三時四九分)
經濟課長	番	第一五條の公道に属する分とは 道路と向より分は村外住民と云ふこと 本署から台所まで一〇米 道が三米あれば七米は 住長

宜野湾村役所

議 者	第一五條第一項の有償の 事項は 議
経済課長	有償の第一五條第一項の表
議	第一五條の場合 議
経済課長	村の持分は当然村に、個人の持分の修繕費の負担が、資料が 必要に上るにせよ
議	議
議	議
議	議
議	議
議	議
議	議
議	議
議	議
議	議
議	議
議	議
議	議
議	議
議	議
議	議
議	議

宜野湾村役所

議	長	では討論を打切り表決致します。
議	長	元審議委員、本員會付託に賛成の方举手願います。
		举手した方、二名過半数でありますので議案第一号、宜野湾村上米道給米條例制定を本員會付託することに可決致します。
		付託すべき本員會をお諮り致します。
		総務委員會に付託を良し下さるか。
		異議なしと呼ぶ方もありません。
		では御異議の御座りませうかと、総務委員會に付託する可決致致します。
		可決致致します。
		総務委員會は次の本會議まで、審査報告してまいります。
		休憩致します。(午後三時四十分)
		再開致します。(午後四時四分)
	審	皆、此の中に取り込んでおいて、この調子だと、思わぬくらい、まだ、第百五号の質疑省書と、本員會付託の動議を提出致します。
		質疑と唱えを承ります。
議	長	この審議委員の動議は、成り立ちが、左様取り計して、言いません。
		異議は、唱えを承ります。
議	長	御異議の御座りませうかと、質疑省書として、本員會に付託することに決定致します。
		付託すべき本員會をお諮り致します。

宜野湾村役所

